

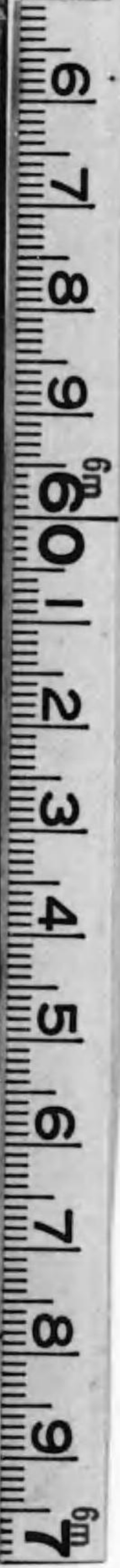


私の道

辯護士 松高元治著

特 232

447



始



特232

447

辯護士 松高元治著

私の遍歴と抱負



特232
447



私の遍歴と抱負

松
高
元
治
著





序



鎌倉時代、衆愚に超然として、彼の日蓮は、立正安國論を著し、之を執權北條氏に
ついでついで陳し、小町の辻に於ては、瓦礫降る間にも、毅然佇立して法華經を説き、諸
の問答に於て、「日蓮は日本の柱也、關東御一門の棟梁也、日月也、龜鏡也、眼目也」又
「日本の人の魂なり」と絶叫され、更らに「日蓮によりて日本國の有無はあべし」と豪語
せらる。乍伊豫言や、豪語や、漸次適中して、後世日蓮を拜するに、誰れか彼を偉とな
せざるや。

實に天眞爛熳なる哉、大偉僧日蓮か、その言ふところ、その行ふところ、眞に偉大、而
して最も赤襟々、何等の修飾なし、蓋し大信心に基かずんば能はず。

身江の小波立ち騒ぐ水面には、清くうつり輝き道理か、爾來彼の如く、謙言し壯語して、そ
の主義の實行をなしたる者、幾人ありとすべきや。

余素より不肖、偉僧日蓮と比すべきにあらざるも、大正九年一月二十一日、上野兩大師



◎上著者小影、南洋旅行途次香港
東京ホテル樓上ニテ撮影



◎下小影、著者十八才ノ時、横須賀
軍港ニテ撮影



◎上著者小影、南洋旅行途次香港
東京ホテル樓上ニテ撮影



◎下小影、著者十八才ノ時、横須賀
軍港ニテ撮影

序

鎌倉時代、衆愚に超然として、彼の日蓮は、立正安國論を著し、之を執權北條氏につぎつけて諷し、小町の辻に於ては、瓦礫降る間にも、嚴然佇立して法華經を説き、諸多の問答に於て、「日蓮は日本の柱也、關東御一門の棟梁也、日月也、龜鏡也、眼目也」又「日本の人の魂なり」と絶叫され、更に「日蓮によりて日本國の有無はあるべし」と豪語せらる、乍、伊豫言や、豪語や、漸次適中して、後世日蓮を拜するに、誰れか彼を偉となさざる。

實に天真爛漫なる哉、大偉僧日蓮が、その言ふところ、その行ふところ、眞に偉大、而して最も赤裸々、何等の修飾なし、蓋し大信心に基かずんば能はず。

さりながら、當時日蓮を目するに、世間は之を依僧賣僧の惡名を以てす、高嶺の月も、濁り江の小波立ち騒ぐ水面には、清くうつり離き道理か、爾來彼の如く、豫言し壯語して、その主義の實行をなしたる者、幾人ありとすべきや。

余素より不肖、偉僧日蓮と比すべきにあらざるも、大正九年一月二十一日、上野兩大師

前廣場に於て、帝國政治の大改造を宣言し、論議したり、仍て、天誅事件と改造政治の著書を公にす、其内容に豫言せる事實は、着々實現し、我が國勢の如きも、その論の如く推移しつゝあり。

然らば則ち、余の天誅事件と改造政治の著は、上人の立正安國論にも比すべきか、余は絶叫す、余の主張たる大改造政策を實現せしんば、帝國の將來果して如何、所詮は余の主義主張に依て、日本帝國の興廢はあるべし、然るに何爲ぞ、世の識者と稱する者、余の主義主張を遵奉せざる。

政友會も、田中總裁に依て、産業立國を標榜せられ、余の主義主張に接近したれども、未だ眼目に就て欠陥あり、新しく民政黨起りたれども、未だ漠然として眞如に觸れず。

既存の政治は、ゴマカシ政治なり、既存の團體が、抱擁せる議員は、衆愚をゴマカシて當選を贏ち得たる議員どもなり、焉ぞ心を安うして、我が七千萬同胞の國政を委するに足らんや。

苟も國民諸君、諸君はよもや單なる製鐵機にはあらざるべし、然り、勿論否らず、諸君は、我が三千年の光輝ある、大日本帝國の各構成員たり、而して、上に萬世一系の陛下を

仰ぎ、下萬民一團となつて生存し、世界に榮光を放つべき任務もあり、且つ不窮に我が生命を傳ふべき、源泉そのものにあらすや。

此源泉、今や種々の意味に於て、涸渇に瀕す、焉ぞ、大生命は永遠に流るべけん、獨り山河を殘すとも、一点の蒼綠、生命なくんば、何爲ぞ、特性日本の存在あるべしや。

然らば何を源泉涸渇と云ふや、曰く、國民は今や生活苦に追はれ、且つ傳來の精神規律にも、弛緩を生じ、加之、近來頼に共產主義思想の、漸次多數國民社會に醸成せられ、此儘に推移せんか、將來到底、法制や、道德規範を以て、律し得べからざるに至らんこと、即ち是なり。

嗚呼、帝國の將來を憂ふる者、誰れか爰に思を致して慨せざるものあらんや、また、此憂ふべきを知りて、誰れか帝國の前途を擁塞する、暗雲を一掃するの、義氣起らざらんや。國民の未だ之れに起たざるは、過去文化の弊に陥りて、その來るべき害惡を知らず、例へば惡夢に襲はれて、己れのなすべき處置を知らざるに似たり。

然らば、多數國民は惡夢に襲はれ、そのなすべきを忘れたりとするも、苟も覺醒したる者は、家の爲、國の爲、正義の大旗をかざして、暗雲消散の、大策を講ぜしんばあるべか

らず。

暗雲消散の大策とは何ぞや、是れ大日本帝國が、起死回生の原因なり、請ふ、僅かに其大綱を述べん。

我帝國の、現在に於ける缺陷は、大凡、國民生活の資料の欠乏と、國民精神界の規律の衰へたるに、歸することを得べし、人口の増加は、一面國勢を増大するも、一面に物資を失はしむるを以て、之を制限すべしとなすは探るべからず。

以上の缺陷を救済するに、目的と手段とに區別するを便とす、何んとなれば、如何に善良なる目的を以て、立法府に臨むも、立法府に於ける、議員が多数、何等かの卑劣なる考慮の下に、反對するときは、結局其善良目的は、達し得ず、故に議會は立憲治下に於ては、施政の一手段なればなり。

一、目的

既述の如く、帝國の現在に於ける缺陷は、二あり、一は生活資料、即ち物質方面の不足と、一は精神方面の、規律頹廢せることなり。之を救済する其要綱は、

一、新に大資産を有する者に、臨時一時的に、財産税（實質は資本に）を課すること。

二、此徵税金に因て、左の大改造設備をなすこと。

(壹) イ、科學工業の發達助成を圖り、且つ所謂、精工業に注力せしめ、大貿易策を確立すること。

ロ、海外に農場を求め、且つ移住民を奨励すること。

ハ、無産階級の救済、教育助成、及防貧策を講ずること。

(貳) 精神作興として、宗教制度の大改革をなし、大日本教、日本化したる佛教の完全なる發達を期し、國民に信仰を抱かしむること。

三、右目的を實行する爲に、諸機關を設備すること。

以 上

二、手段

右揭示の如く、善良なる目的を實現せんには、先づ手段として、議會の改造をなす必要あり、議會の改造は時に簡單なりとす、即ち各選舉權者が、適當なる人物に投票することに依て決せらる。

然るに、此一票たるや、從來國民に、參政、自治の覺醒なき爲め、日當に釣らるゝか、
其他の惡辣なる、金鈴魔手に、幻惑せられて、遂に理想の投票をなされず。

今や其弊を轍かんとして、普選法施かれ、二十五年以上の者悉く有選舉權者となりたり
果して之れに依て、選舉界は廓清せらるべきや。

要は國民の自覺にあり、覺醒にあり、國民が現在の生活苦を、除かんことを希望するなら
ば、理想の議員を選出せよ、否らすんば、到底立法府に人を得難し、人を得ず如何にして
前掲の目的を達し得べきや。

日本人は小細工なりと、又女の如しと、故に目前の利益に走り、將來を思はず、恰も金
錢に窮せる者が、金貸業者に乘せられ、みすく不利益の條件を握り、その後、後悔する
者が如しと、評する者あり。

此言必しも、不妄と云ふべからざるが如し、余は爰に於て、國民が日本の現状を具さに
知ることが必要なりと考ふ。

日本の現状を知り、近き將來に大難の襲來することあるべく想像せば、素と俠氣に富む
日本人、何爲ぞ目前の利に走り、國民の義務を忘却するものならんや。

余は日本人に言ふ、日本人は眞の日本人を選擧に於て投票せよと。

言甚だ奇なるが如しと雖も、否らず、日本人よ、日本の現在を知れ、而して、日本の現
在と將來とを救へ、日本人にあらざれば、日本は救済し得べからざることを銘記せよ。

斯く論説し來りて、余は臆面もなく、余を國民代表に、最も適任なりと諸君に薦めんと
す、諸君よ、余の本著を詳讀せられ、而して必然的に、諸君より、然りとこの肯定を得んこ
とを翹望す。

南無妙法蓮華經

昭和二年孟夏

江戸見坂樓上より旭日に面して

松高元治

私 遍 歴 と 抱 負

— 次 目 —

一	はしき	一
二	生ひ立ち	四
三	旅立ち	六
四	横須賀生活	八
五	遠洋航海	三
六	日露戦争、従軍	一七
七	東京生活	一九
八	南洋渡航	三
九	龍頭蛇尾の歸國	三
十	無錢徒歩旅行	四
十一	流浪生活	三
十二	辯護士生活と天誅事件	六
十三	帝國政治の大改造と普選	六
附録	衆議院議員選舉法拔萃	附録

偉大なる思想を以て

汝の精神を養へ

英雄たらんと欲するは

英雄たるの楷梯なり

(ビーコンスヒルド)

民よ叫べ

己が権利を主張すべし

寝むるべからず

普選は吾等の権利なり

(天誅決議當日旗しるし)

私の遍歴と抱負

松 高 元 治

一 は し か き

赤城の麓、渡良瀬川の一勝地、高津戸橋の西丘上の大間々町は吾が故郷、明治十八年舊正月元旦、要害山上森の梢に、旭日燦爛として、さしのぼると時刻を同よしてわたくしは光榮寺の門前に出産したのであります。

貧しき家に生まれ、星霜いつしか四十路を越えました、凡そものゝ心を知つてこの方、波乱重疊の社會生活を營み、今や辯護士として漸く平和の域に達しましたが、乍併目を轉じて國家生活を思ひやるときは、吾が家の安穩のみを云ふては居られな

い、爰に敢然として今孤軍奮闘の立場であつても帝國政治に携はらなければならぬと思ひますことは、私自身の爲ではなく、それは深く深いわけがあるのであります。今吾が日本は、開關以來の一大變革の時機に臨んでをります、思想、經濟、生活上に於て恰もフランス大革命の秋のやうに、またロシアのロマノフ王朝の最後のやうに、ゆるがせに出来ない、それは畏るべき危険が、醸されつゝあります。

皆さんも帝國の現状には御氣付きでせう、年々不景氣と呼ばれ、七千万の國民から如何に痛切に生活苦を叫ばれてをるかと思ふことを。

彼の歐洲大戰後大正九年四月の所謂ガラも、昭和二年の銀行界の大ガラも、緊急勅令によるモラトリアムも、之れは偶然の出來事ではない、凡そ經濟財政の先覺者はみな承知して居る、たゞ對策を講じないから此結果を招いたのである。

今後新に襲來するものは何にか、それは恐るべき國民的經濟上の大恐慌であります、また精神的には國民精神の大破産であります、此國民的大破産大恐慌に對す

る救濟準備が出來て居るか、是れが私たちの憤起を促す所以です。

苟も赤城山下に血を享けた者が、之を知りながら沈黙し得るでせうか。私は一身一家を抛つても、忠次の意氣を以て、義貞、彦九郎の氣概を以て、潜上かは知りませぬが私は、私の苦勞經驗と上州男兒としての本分から微力ながらも天下に起つて盡した、墓標を飾る總理大臣は私の望みではない、金匱無缺三千年の誇りある帝國の權威の爲に、七千萬同胞の生活の爲に私は起ちたい。

此私の意氣に共鳴し、私を赤城魂の代表にと思ふ方々は、見ず知らずの間でも、どうぞ力添へになつて戴きます。

私は文筆のわざには拙ないが、私を知つて頂く爲に、極簡単に私の遍歴を飾らないで概畧を述べませう。

- こがらしかはたあゝみづかあそひきぬ さくらさく國人せいありや 元治
- くにあもうやまとおたけびあはせまし すぎわいわざのよをとますまで 同人

二 生ひ立ち

前も山、後ろも山、北も山、南ばかりがのびくと關東平野の廣原につらなる、大間々町は、なせか昔から現今に至る迄進歩が甚だ鈍い。

正義の象徴たる、雪の赤城の修験者姿に、朝夕接して心を律することに氣付かず又鑛毒流下に沿岸民のなげきを代表して、吠え叫ぶ跳瀧の瀑音を、義民の憤起を促す咆哮と知らないで、空しかつた過去は實に遺憾です。

此郷は歴史的に天與の恵みうすく、交通も文化も、統率もない、藩主も知らず、先達もない、學者もないし、大資産家もないものですから、いつしか人の心も埋もれて僅に足尾の銅山通ひの客を對手に商賈を營み、半ばは百姓をして、細々しく暮らして居る巷です。

私の家も旅人宿と半百姓とを業として暮らして居りました、私の兄弟姉妹は九人で

す、さらでも傾きかけた吾家は、益々生活困難に襲はれる、それによき先輩もなく、親類もなく、また館林藩出身の者や、其他の藩中の者のやうに、援護もなく。學問するにも何等便宜を持たない、不仕合せなところへ、搗て、加へて、私の一家はわたくしの十一の春四月二十六日に附近から火災が起つて類焼した。

その折、町の大半は焼けた、悲惨は私の一家ばかりではなかつたかも知れないが、乍併、傾きかけた私の家は、一層に困窮の度を増した、殊に舊來の焼跡に家を建つる事が出来ないといふ迫害もあり、弱者の哀れを身にしめて、うつり行く人情の敢果なさをかこちながら、無學者の家は泣寝入りに、其後二丁目東側裏に家を新築して移住したのであるが、運拙なき家は産益々盡きて、赤貧洗ふやうになりました、家の赤貧を見かねて、自ら進んで小僧奉公を希望した、母は他く迄も高等を卒業させたいと云ふてくれた、けれども貧には勝つこともならず、高等二年、現今の尋常卒業を限りとして、十三歳の春、年期奉公に出ることになりました。

○ ふるさとを、遠さかりつゝ、春の野の ゆく手にかすむ、筑波山かな。 元治
○ 春の野に、萌ゆる若草、おどらしな 我は小松の、精にやあるらん。 同人

三 旅立ち

忘れも致しませぬ、前橋堅町の或商店に小僧として奉公する爲に連れられて、初めの旅立ちをしたのは、春王四月の頃、花はさかりの時でした、名にし負ふ山際のお角櫻を背に見て、笠懸野をトボ〜と歩きながら岩宿に出で停車場に着いた、汽車を待つ間に私の胸を往復するものは、吾が家を救ひたいと思ふことばかり、自分が立身出世して吾家を擁立して人に笑はれないやうにしよう、是ればかりで小さい胸は希望に萌え、目に見へぬ希望の星に望をかけて居りました。

花の都會の前橋に来て、見るもの聞くもの總てがわたくしの胸を驚かしました、此驚きあるだけ田舎者で、朋輩からもトンマだのノロマだのと呼ばれました、口惜しく

心には思ひますが如何とも致し方がない、一二ヶ月後轉じさせられて伊勢崎西町の大島宗平氏の小店員となりました。

素とより我儘の小僧であつたでせう、誠によく世話を焼かせました、苗ヶ島、馬場深津、下觸、安堀、宮古、山王道、茂呂、植蓮、赤堀、武井等の村々の先輩の方々に、此わたくしが、肥料屋の小僧として、立ち働いて居つたことを知らるゝ方もあるでせう。

わたくしは、伊勢崎裏町の本屋で、日本偉人傳と云ふ書籍を求めて、書中の人物に憧憬し、商人とならば紀文の如く、偉人とならば山田長政か秀吉の如くなりたいと思ひました、殊に、其書籍によれば、秀吉と紀文とは年紀は異なりますが同じく元旦日出の頃の産れとありましたことです、わたくしは母よりかね〜元旦日出の刻の産れと教へられて居ます、此書籍を讀むだ心の奥底には、人にこそ當時語りませぬが、私も大業をなせないことはないと思ふと深く考へました、それにしても田舎町ではいけない、

彼の天下の糸平の轍を踏まんものと、十六の春無断で主家を飛び出し横濱に参りました、道中のわたくしの態度は「大魚は小池に棲まず」と云ふ格言を鵜呑みにしつつ、色々の希望に小さい胸を轟かして居ました、乍併横濱に出てからは理想と現實との間があまり相違するので、小さい胸は張り裂けるばかりでした、荷車も牽きました、野宿も二三度せねばならなかつた、横濱は廣い、けれども親類はなし、力となつてくれる友達はなし、國元より金を送つて貰ふやうな手筈はなし、随分困りました、糸平の夢も醒めました、紀文のむかしを今時に繰りかへすことも駄目と思ひました、實にわたくしは途方にくれました。

學校へ入るには資力がないし、獨學するにも目あてと云ふものがなくなつた、例へば大海原に漕ぎ出でた小舟が、東西南北の方向がわからなくなつたやうです。

四 横須賀生活

雇人周旋所の口入れて、横須賀町山王、某油行商人の小僧に雇はれました、給料は一ヶ月一圓五十錢です、炎熱の日に、馴れぬ油の行商に出て、日射病に冒されたこともあります、雪の降る日に油車を牽き賣りなし、夜間には私塾に通ふて勉強をして居りました、或時其家の妻君からは、夜間勉強の油が勿体ないと怒られたことがあります、まゝならぬ浮世、此家で勉強が出来ないとすれば、わたくしはどうしようかと思案にくれました、その折でした、前側の良長院と云ふ寺に印度から、「ダンマバラ」と云ふ高僧が來られて説教があるとの事、私は主人の許しを得て聽聞に出かけました、其一節は尠なからず私を力強くしてくれました。

『印度のガンジス河の邊りに、雌雄の栗鼠が棲息して居つた、毎年巢ごもりの頃になると、大洪水が氾濫して折角の巢も、可愛い子どもたちも、みんな流して仕舞ふ栗鼠たちは泪ながらに相談した、此河水が氾濫するから、子が育てられない、子を育てるにはどうしても、あの河水の氾濫を避けねばならぬ、それにはあの河水を堰止

めることが必要であると云ふて、直ぐさま雌雄の栗鼠は、小さい手で覺束なくも、河岸に小石を運び始めた、此栗鼠は夜も晝も間斷なく、それは／＼熱心であつて驚くばかりであつた、或夜神が忽焉として現はれ、オーいたいな栗鼠よ、汝たちが千万年かゝつて此河岸に小石を積んでも、このガンジス河の氾濫は堰止めることは出来ない、けれども、そちたちが熱心努力には感心した、其心根があまりにいちらしいから、わしが造つてやると言はれて、一夜のうちに大なる堰が出来た、それ由來栗鼠は安穩に子を育て、安樂な暮らしが出来たと云ふ神話があります、人間は誰れでも此リスのやうに熱心に努力すれば、どんな難業でも成就しないことはありません』

私は爰に非常な靈動を受けました、自分もあのリスのやうに熱心に努力して希望を達したい、——紀文のやうに、——長政のやうに、——秀吉のやうに——、或時相棒の小僧君が大勝利山の穴庫で、水溜りに流れ込んだ石油に点火してをるの

で私もそばで燃ゆるか／＼と面白半分に見て居つた、それを主人に見つかつて叱咤され、二人は逃げた、とんでもない悪戯をするやつだとその怒り方は非常であつた。

今から思へば實に悪い戯れであつた、在庫品はなかつたが石油倉庫と云ふ危険がある庫の前で火の悪戯をしたことは決してよろしくはない、二人は全く相濟まぬと思ひ、その縁故の家に往き、わびて貰はふことをたのんだ、そこで私は左の一首を詠ひで、半紙に認め謝罪のつもりでそれを主人に届けて貰つた。

今さらに、くやみのたねとなりになり

いかに二人のなせし業かは

ところが、主人は一層に怒つた、いたづらをして置きながら、またさらに主人を馬鹿にし、こんなうたなどを詠んでよこすなんて、實に人を喰つた奴だ、どうしても許すことは出来ないとの返事。

オヤ／＼之れは驚いた私は誠心誠意相濟まぬと思つて、歌を詠んでやつたのに、却

て激怒に觸れやうとは思はなかつたが、之れも是非ないことだ、やがては暇を貰はねばならぬ家、全くの無一物で漂浪の身となりました。

それから手蔓るを求めて海軍機關學校の使丁に雇はれました私は無産の労働者、食はねばならぬから致方がない、けれども朝から晩まで草布で廊下を四ツん這ひの雑巾掛では勉強も出来ない、數月ならずして軍艦のボーイを志願して採用され、入雲に乗艦することになりました。

砲台室で少年士官に英語、國漢文、數學を教へて貰ひました、あのボーイは英語や漢文などを習つて、何にするのだらう、生意氣な奴だと同僚から言はれたこともあり
ます。

給料は七圓五十錢で食料は軍艦持ですから七圓五十錢宛毎月貯金が出来ました、友人からは吝嗇だと云はれたことも一度ではない、けれども私は世間の若者と一とつになつて、花柳の巷には行きません、酒も煙草も喫みません、貯金が出来れば、赤貧洗

ふ我が家に僅かなりとも時々送り、母からのよろこび手紙を得ては勵げんで居りました。

清水港に初航海したときは、艦が動揺して生色なかつた、その折にボーイ長から、横着だと鐵拳を見舞はれたこともあり

鳥澤、梅澤の兩兵曹長に愛撫され、是非海軍士官學校に入學せよと勸説され、わたくしも心うれしく思ひ、入學する準備もして居りました。

五 遠 洋 航 海

軍艦、松島、橋立、嚴島の三艦が濠州一週の遠洋航海するとの話を聞き、直ちに嚴島乗り組みを志願して許され、兩兵曹長の特別の恩恵にて八雲を下艦致しました。

明治三十六年、私は十八歳の春を迎へたその二月、鵬程万里の壯途に就きました、即ち練習艦隊の三艦は在港の各艦に送られて、樂隊の劉曉たる響の間に横須賀を解纜

し、東京灣を徐々に八重の潮路をかきわけて、進路を南へ南へと行く、實に壯快なことでした。

瀬戸内海の風光の絶佳なるを愛でつゝ、八島の哀を吊ひ、壇の浦の悲壯なあとを眺め、馬關の海峡を落として蒙古襲來の玄海灘を過ぎ、上海、香港、シンガポール、瓜哇、バタビヤを経、愈々音に聞えたる印度洋に出た。

天候がおかしいので、瓜哇の或島蔭に引き返し燈台下で仮泊して、翌日はてしも知れぬ印度洋に、三つの姉妹艦は旭日旗を翻して、大きなうねりを乗り越え、夕暮近くなりますと、遽に風速が劇しくなり、怒濤は舷側にいやと云ふ程噛みつくのであります、檣の上を渡る嵐はヒュー〜と物凄く、煙筒の煙りは恰も女の後ろ髪を大入道が引つ張るやうにも見へる。艦はさかんに動揺する、水兵も甲板を歩行が出来ないやうになり、三艦の燈火、速力信號燈なども波と波との間に沈んで見へない、艦長は衝

突を恐れた、各艦は三十五度の動揺とならば、颶風吹き荒ぶ印度洋底の藻屑となるべき運命である、それを二十八度、動揺つた、恐ろしき一夜は艦員舉つて一睡もとらない、夜はやややく明けたけれども、颶風の猛威は依然として止まない。

紫色の大山の如き狂濤は絶えず舷側と甲板目がけて襲ひ来る、艦のスクルューは空廻りする、乗組員は一齊にひやひやとした、無論朝食の炊事は出来ない、艦内縦横に引張つてある太綱につかまつて、腹這して居る、下士官から禮服用意の號令があつたら死ぬと覺悟をしろと言ひ渡された。

わたくしは、今にも禮服用意の號令がありはせないかと、身体を横へて綱につかま

りつゝ耳をすまして居た。
 果然用意どの號令があつた、さてはもう沈没かと驚きを通り越して、思はず知らずツカ〜とよろけながら立つた、——馬鹿食事用意だ、——やれ〜、と思つたが、乍併舷側を打つ怒濤、空中を渡る狂暴風は愈々烈しい、航海長の話によれば、昨日

から同じ所をぐる／＼廻つて居て少しも先きへ進んで居らぬとの事、艦員は一生懸命に排水やら防水の仕事をして居る。

夜になつて、ちらりと月影を見た、航海長は艦の位置を測定して急に方向を變へた幸なることには段々狂暴の風、大山の崩るゝが如き怒濤は顛まりかけた、其夜中も狂濤に、もみにもまれて翌朝西濠州フリマンテルの港に着いた。

他の姉妹艦は北濠州に漂着し、目的地に到着したのは我が嚴島艦ばかりであつた、僚艦を救護の手順をなし、偉功を立てた同艦は鼻が高い、艦長は得意であつたろう、兎に角印度洋の大荒波、サイコロに遭遇して、万死に一生を得たことは、皆運の強いものだ、皇威だ、天祐だとよろこび合ひ、西濠州の總督からも大歓迎を受けました。

次で、南濠州アデレート、グイクトリア州メルボルン、タスマニア州ホバート、シドニー、東濠州タウンズビル、木曜島、アンボン島、呂宋マモラ、オロンガツポー

台湾基隆を経て同年の十月頃横須賀に無事歸錨した。

直ちに海軍兵學校の入學準備をするつもりで出京しました、此間に貯蓄した金は二百圓位で長い間の勉強費には足りない、殊に國元の父母の窮境を知らぬ顔にはどうしても過ごせられない、心ばかりでも送金したあとは、段々に心細い、先輩とてはないことですから勤め口はなし新聞廣告を見て、廣告物の配達人をやつたが、東京の地理を知らぬ者には、一朝から晩迄飛んで歩いても、食ふだけ給料を貰へない、今の東宮御所附近の野原に、小雨降る日、高足駄を履いて、大きな石に腰打ちかけ配達物を抱えて考へ込んだこともありました。

芝、神谷町の自炊生活も、もう營めなくなつたわたくしは、再び横須賀に戻り、軍艦和泉のボーイとなりました。

六 日露戦争、從軍、

偶然にも日露大戦争に従軍することになり或時は浦鹽沖に、或時は、裏長山列島の根據地に又或時は朝鮮海峡の警備に、八月十日の黄海大海戦にも参加しました、一ホーイとして戦死することあらば千載の遺憾だと泣いたこともありますが、思ひあきらめて。

惜しげなく花散り果てしあと見れば

うでなの上に 残る實かな

との和歌を書きつけて、決死の程を亡兄に送つたこともありす、

副艦長の好意で八月二十日内地に歸還することを許されました、私の軍艦に於て、海戦中の勤務は負傷者運搬で、崩帯を靴に入れて或要所に立つてをるのです、日本海の大戦に私の相棒は戦死しました、若し私が在艦して居たら、同じく鬼籍に這入つたこととせう、戦後私は勳八等瑞寶章と従軍徽章を賜りました、未だ満二十歳にはならぬ時です。

七 東京生活 (其一)

若干の貯蓄を頼みとして上京し、印刷局の職工に雇はれて勉強することになりました。

私は戦争に従事した爲満二十歳迄に海軍兵學校の入学試験が受けられなくなつたので、既に早く明治大學の講義録を購入して、海戦に従事中も閑暇を利用して讀書して居りました、勿論理想は——紀文のやうに、——長政のやうに、——秀吉のやうに、——と只管心のうちでは念願し忘れては居りません。

職工では勉強が思ふやうに出来ません、知人の手蔓るで始めて辯護士の一書生となりました、それから日本大學の法科二年に編入しやうとする九月、國辱媾和なりとして、河野廣中氏の國民大會の崩れが、彼の日比谷の焼打事件を突發せしめました。わたくしが芝愛宕町の電車路に参りますと労働者風の者が七八人、線路上にハダカ

つて居つて、電車七八台を通過させません、私は持前の俠氣を出し、此電車を焼き打ちさせず、車庫に戻したいものと、仲裁に出かけました、群衆は黒山の如く、そうして皆殺氣立つて居ます、帝都廣しと雖も此夜ばかりは無警察でした、若し巡査の服を着けて居つたら殺されて仕舞ひます、斯かる殺風景の間にわたくしは仲裁の役目を頼まれもせないのに、自ら進んで引きうけた。

「若しそこに居る諸君、今日の焼打ちは政府に對して反省を求むる爲であつて、國民を困らす爲ではない、車掌や運轉手は善良な國民で、爰に立ち往生して居ては可愛想だ、まあ運轉手の言葉が横柄だと云ふのなら僕から謝罪させるから是非電車は通して車庫に歸らしてやつてくれたまへ、」

と言葉を盡して談じたところ、労働者も返事が出来ず、それなら通さうと七八人の労働者は線路を除いた、運轉手が僕に禮を云ふて去り、電車は一散に動きだす、そのあとで群衆中より、誰れを目してか、露探ダ〜と騒ぎだす、私の夏帽は飛ぶ、ステツ

キは走る、下駄は何れにか見失つた、労働者を説きつけて電車を車庫に戻した迄は實に雄辯であつたが露探だと悪罵されて、群衆から毆打されたことは實に遺憾であつた。思へば實に大膽なことをしたと、あとでは寧ろ冷々致しましたが、群馬男兒の意氣地は爰であると、得意のつもりであつたところ、或人から、お前は向ふ見ずの大馬鹿だと云はれました、果してそうか否かは皆さんに判断して戴く、こんなこともありません。それから、私は日本大學の法科二年の編入試験に、主席で入學致しました。

其後明治大學に轉じ明治四十年不規則ながらも卒業致しました、單に一私立大學の卒業ですが、私の経路から申ますと、また過ぎ來し方を振り返つて見るときは、決して樂に峠を越したわけではありません、此間に學資はなくなる、長兄は逝く、次兄の補助も絶ゆる、住むに宿のないやうな憂き目もありました、過度勉強は神經衰弱症となり、卒業後の生活にも恵まれぬこと多く、國家試験にも随分苦しみました。

五首の和歌を詠じて、希望抱負を述べ、學資金五十圓を今の後藤子爵より、惠借し

たのも、この時でした。他縣人の一面識の書生に此恩恵を施された閣下の鴻恩は私として終世忘れることは出来ません。

八 南洋渡航

大正三年一月、亞兄の南洋より歸來し、シンガポールの邦字新聞副社長に就職せよと薦められ、漂浪の身は遂に諾を與へねばならない、どうせ、身を立つるには内國に限り、南洋に行き、蠻地で旗上げをなし、叛乱団体の首領となつて、山田長政の轍を踏むも至極妙なりと思つたのです。

さて會遊の上海、香港を過ぎ新嘉坡に着き邦字新聞に従事して、副社長として棟腕を奮ふことになつた、刺力の如く切れたことは徳をそぎ却て悪結果を見ました、龜の甲より年の功と申しますことをつくづく有意義だと味ひました。

シンガポールは熱帯地でありますから、住民も氣が長い、日本人の永く滞在するも

のは、多く怠惰の性となり、仕事でも何んでもテキハキ致しません、それで當時の在留邦人は、内地を喰ひつめた浪人ばかりですから、口八丁の手は三丁位のありさまで、従て仕事の能率はあがらない、大改革を呼び適材適所の處置をしたところ、四十人ばかりの従業員からストライキをされて、随分困りました。

わたくしはゴム山巡覽に出かけて、産業視察にうつりました、一巡して見て氣に食はぬは新聞社の従事員ばかりではない、新嘉坡在住の邦人間には二派あつて、學校出と浪人出の商店とある、どちらかと云へば、永く在住する邦人は新入の邦人を著しく後輩扱をする、悪口を云ふ、ヒガひ、一方は嬪夫上りめ何にが出来るとあざける、それに領事が平凡であつた、こんな領事に邦人の生命財産や將來の發展策を委ねるなんと云ふことは、實に危険であると思つた、自然日本人はよき團結と向上進歩の道程をたどつて居らない。わたくしは見切りをつけて、日本に戻りました。

日本に歸つて來たが、さて私を收容してくれる天地がない、偶々甲州に往つて、日

下部、蕪崎等に山梨毎日新聞の特派員をやつた、その節友人が東京より遙々政治の遊説に來られた、私は直ちに應援演説をした、それが社長の辻君の反對黨であつた、爲め、御氣嫌斜めである。

私は壯語して「糊口の爲に特派員をやつても、主義主張までは賣らぬ」と云つてやつた、社長はガン／＼怒る、自然甲州を引きあげて東京に戻らざるを得なかつた。

翌日の新聞には、型の如く本社と關係之れなしの社告が出た、立つ鳥もあとを濁すなどあるに、之れはあさましいことであるが、天下の浪人を氣取つたわたくしは平氣で戻つた。

さりながら東京廣しと雖も此浪人は望みのみ大きく、寄りつく島がない。

まゝよ大膽、南洋再渡航をなし、一大風雲を捲き起さんものと、軍費を募るべく、また一面南洋開發を天下に周知せしめやうと明治大學の講堂を借りて、南洋開發の大演説會を開催した、小林丑三郎博士、本多日生大僧正、大和新聞記者に應援をたの

み、自分も講演した、氣概は將に南洋の天地を呑むだが、無一物の身は講堂使用の料金も拂へぬ始末であつた。

勿論寄附金などをする者はない、小林博士に頼んで台灣の民政長官内田嘉吉氏に一片の紹介狀を貰ひ、大正三年の秋南洋に再航することになつた、政友會幹事長村野常右門先生から特志の寄附を得たのを力に、南洋に同伴してくれと頼んで來た青年二人を連れ出發した、此等の従者も勿論金がない、神戸迄の汽車賃だけであつた、實に今から思へば大膽でした、神戸の南洋郵船組の事務長に談じ込み、私の南洋行は二等無料他の二人は新嘉坡の新聞社にて先拂ひと云ふことにして貰つた、此時乗船を拒絶さすれば乞食をせねばならなかつた。幸に許されたので明日出帆と云ふのを前晚に乗船した、實を云へば一晚神戸の宿屋に泊るべき料金がなかったのである。

船中のことその後のことを書けば長くなるから簡單に致します、台灣基隆にて私だけ下船し、台灣銀行頭取柳生一義先生に逢ひて希望を述べ、民政長官内田嘉吉先

生にも話して南洋の産業視察の囑託を受け、爰に軍費を得僅かに愁眉を開いて、太狗から對岸の厦門、仙頭を経て香港に至り、新嘉坡に着いたのは其年の十一月頃と思ひます。

私は船中にてマラツヤ熱に罹り、上陸後も随分苦しみました、それから私は生れもつかぬホウソウのやうな顔になりました、之れは悪戦苦闘の勳章だと思つてゐます、苦しまざれの言ひ草かも知れません。

熱度の高い新嘉坡、涼風を求めて病ひを養ふ所もありません、日々灼熱に苦しめられつゝ、病体を押して、馬來半島西海岸を旅行し彼南を経てスマトラ島のメダン市に着いたのは大正四年の四月頃であつた、爰には日本人會があつて會長の横田氏は非常に親切にしてくれた、高原地方と稱せらるゝ方面に、シアンタールと云ふ小都會がある日本人の成功者平野鷹太郎氏宅に寄食して一ヶ月程を送つた。

支那人は南洋方面の各地に、數百年前から移住し居り、此移住者を華僑と申す、

商業には絶大の力を持つて居ります、支那人が此高原地方を俗に恒春地方と名づけてをるやうに熱帯地方に屬しながら、氣候のよいところ、山野には天然に、唐からしやさつまいも、木芋、木瓜、バナ、マンゴ、ドラアン、椰子の實、等があり、水牛は野生のものが棲息して居る、猿も裏山に澤山棲んで居ます、コーヒー、紅茶、ゴムなども栽培されて居ます。

或日私はシアンタールの先驅者であつて、成功者である平野鷹太郎氏に連れられて更らに高原地帯に屬する紅茶園に案内されました。

見渡す限り山の峯から峯、谷から谷の到る所に茶の樹が植付けられ、整然として櫛の齒を並べたやうに、寧ろ驚異の眼を以て眺めました、日本内地のコセ／＼した田園と異り實に雄大なるものと感じました。

製茶工場も立派な西洋館で、工場も出來て居りましたが、監督者は私たちに參觀を拒絶されました、和蘭人の經營だと云ふことです。

南洋の土人にも茶摘女はある、眞黒な顔でも女です、サロンと云ふ腰巻や赤い風呂敷やうの手拭を被つて、幾組か揃つて茶摘みする光景は實に珍でした、遙かに、かすかにこんな歌が聞えました。

—— チンタテダアダ、バンニヤスサー ——

情人居ない 大變心配

それは、土人の流行歌で、眞夜中に、目覚めて見れば、私の情人は居ない、私はどうしようとの意味の一節です、一寸愛嬌に紹介しておきます。

私たちは、驢馬を驅りて一休憩所で一ふくすることにしました、見渡せば、見下ろせば、スマトラ島の北東岸の一帶、繪のやうにうつくしく吹き来る風は涼しく、宛然内地の赤城山の中腹にて四方の景色を眺がむるおもひがしました。

急に故郷の赤城も戀しく東京もなつかしくなりました、あゝ、日本は眞に蓬萊の國だ、春夏秋冬のけじめはあり、その折々の風光に賞すべきものがあり、住むによく

居るにたのしみ多い趣のあるところだ、生活難と云ふものさえなければ、日本に勝る

山野はない。

己れやれ、ホームシックに罹つたかと我れから心と氣を取りなをし、日本の同胞の爲に此南洋の天地を紹介すべきバイロットの任務を忘れてはならないと我れと心を勵ましつゝ、また更らに考へた。

南洋に渡航して來ても、私のやうに無一物の者が熱病に罹つたら、日本政府の保護はない、同胞は力が足らぬから保護の世話が出來ぬ、働かうにも便利はうすい、それで同胞は多く資本がない、どうして國民の海外發展が出来るのであらう、日本の政府や政黨員は帝國の過剰人口をどうするつもりであらう、領事は臆病で事勿れ主義で國民の味方ではない、外務省も内務省も、内閣總理大臣も案外平凡な人たちはかりで、帝國民の多數が、どうして生活を立て、行くかの考があまりに淺い、私は國民の爲に内地に歸り政治に携つて、國民の味方とならねばならぬ、斯様に思つたが靜かに顧みれ

ば如何せん貧弱な一寒生、ガツタリと力を落して夢のやうに高原を降り宿に戻つた。神經はとがり、熱病を躰内に藏せる私は、シンアンタールの視察も切り上げて、メダン市に戻りスマトラ西端サバン港に舟出した。

旅費乏しく、デツキパツセンチャ——(メシ食フ荷物客)の悲しさは、きたない土人と同じデツキに、布團もしかすごろねするのであつた。

熱に病める身は實に身体がいたい、半ば呻吟の間にサバン港に着き知人の家に足を止めた。

知人と云ふのは、私が曩に東京を出發するとき連れて來た、從者の一人です、昔は世話をなし今はその世話を受けるのです、實に因果はめぐる小車のやうです。

私は飛脚、印度洋に面せる南海岸のバダン市を訪ね、瓜哇のバタバヤに行くつもりでサバン港を立ち、バダンの豊泉氏宅に一視察者として足を止めました。

氣毒のであつたことは、熱病に罹つて居る私は毎夜七時から九時頃になると熱が出

て、夜中には必ず寝汗をかくのです。

大切な客用寢台のベットをも、汗で濡らして恐縮のあまり家人にも告げずにをつた爲に、或日外出して、戻つて見ると私の使用に當てられる、室中に、ベットが放り出されてある、如何にも熱の爲に濕氣がある。

私は穴あらば入りたき程、面目を失した到底も逗留出来ないから早速宿をかへました、今から思へば愚であつたが、心細い一人旅、あんなにもいじけるものかと思ひました、旅費はなくなつたし狭い天地ですから、這々の体でサバン港に逆戻りしました。

雄大な、遠大な、望みを持つ身としてはあまりに狐鼠くであつた、それも致方なかつた、長い間マラリヤ熱で、台灣總督府にも銀行頭取にも調査報告も出来ぬ、從つて補助金は來ない、絶對絶命、心淋しくも南洋諸島一巡の壯圖を止め彼南經由で新嘉坡に戻つた、我が屬して居つた南洋新報社は荒れ果て、僅かの間にチツテと云ふ高

利貸のみ立寄るべき集となつた、殆んど機能を失つた感がある。

マラリヤの病辱に親しむ身を、無理に引き立て寄港の三島丸にて歸國を企てた。

囊中無一物、汽船賃はなし、棧橋迄の人力車代もない、よろ／＼する病身でありながら、旅行用のトランクを持ち、荷物揚げをして居る三島丸に乗りうつたと云ふよりは、轉りこんだ。

やがて出港のドラ鐘の音がする、船は棧橋を離れ新嘉坡の市街も遙かに沖に出た、荷物のかけに小さくなつて居たわたくしは、突然事務長室に至り無銭乗客となつた故をのべた、勿論事務長はよろこばない、仕方がない香港にて下船して貰ひたいこの事

ホット一息ついたのは胸のうちであつた、それまでは見つかつて、新嘉坡に戻されやしないかと戦々競々として居た、船が沖合に出てから名乗り出たのは、もう新嘉坡に戻さるゝ危険がないと思つたからでした。

思へば山田長政の逆をやつた、殊更らにやつたのではない、之れは遇然であつた。

九 龍頭蛇尾の歸國

南洋諸島を巡察して、セレベス島あたりに叛乱團體を興し、ボルネオ島王たらんと心に計劃した私が、旅費もなく、その上にマラリヤ熱病をうれへつゝ、三島丸の三等室の一隅に小さくなつて歸國の途に就いたのは、恰も濡手で粟を掴まんとした者よりも愚であつたかも知れぬ。

或は私を目して、冒険小説の主人公だと思ふ方もございませう、何んと云はれても事實は事實ですから致し方ありません。

海上波静かに、月皎々、舷側を打つものは玉かあられか、など申しますと、如何にも悠々たる感じですか、囊中無一物、行先の汽車汽船賃はどうする、若し補助を得ることが出来なかつたら、先づ香港で波止場人足でもせねばならぬ、それとも旅館の客

引か、何れにしても下等労働者として立ち働かねばならない、なまじ教育あるが邪魔であると思つた、斯く考へを胸に湛へては、静けき波、月の皎々として、しろきも、寧ろ平凡過ぎて泪さえ出ませんでした。

香港に船は着きました、私は固圀の人のやうに、事務長、ボーイ等に監視せられて台湾銀行の支店長代理の中井某君に引渡されました、何れ汽船賃は本人が支拂ふのであらうが、それまでは引受保証をすると言ふてくれたのである。

やれ／＼解放された私は、知人の東京ホテル支配人關君を煩はして、下宿した、下宿は香港の中央部の山腹にあつて、見晴しはなかく／＼よろしい、隣室の下宿人は陸軍大尉であつて、所謂私服で間者をしてをるものだと云ふことを知つた、我が陸軍が支那方面に勢なからぬ注意を拂つてゐることも想像された、支那人學生の合宿者とも知己になつた、私は大に日本の立場を辯明し、領土的野心のなきことを主張したが、彼等はどうしても信じない、日本は虎視眈々、常に支那の領土を奪はんとして居ると

云ふのである。

支那學生は日本の高等専門學校に留學したものであつて、日本語にも巧みであり、また英語にも、馬來語にも巧みであつた、私が如何に言ひ解かうとしても、頑として應じないから私は斯ふ云ふてやつた、佛陀曰く、縁なき衆生は度し難し、哀なる者は支那人である、自ら火車に乗じて行くものであると、彼等爰に於て始めて、そうかしらと折れた、此學生は疑心暗鬼に閉されてはをるが、佛教信者であることはたのもしかつた、以后却つて非常の懇親になつた。

凡そ半ヶ月、無爲に過ぎた、朝夕、ビクトリアパークに上下するケーブルカーを眺めるか、或は沖に出入する幾多の汽船を見るばかりで、灣仔の日本人街も歩かず、九龍方面の支那街にも往かず、ハツピーバレーの景色も愛ですす至つてのんきなやうな、不安な日を送るうちに果然台湾本島の銀行頭取より旅費を送つてくれた、即ち百二十圓也、宿料と汽船賃と、日本神戸迄の汽船賃とを拂つて、あとに約四十圓程残つた、

實に盲龜の浮木、憂雲華の花とでも申ませうか。

柳生台銀頭取の慈愛には、言ひ知れぬ感謝の辭が湧き出てた、支店長代理中井君も金若干を餞別してくれた、誠に哀れなる無名の一旅行者に此厚意は別段のものであると深く感謝の外はない。

まご／＼してはまた迷惑をかけることゝ思ひ、急ぎ某船に便乗し、マニラ經由で神戸へ戻ることになりました。

マニラは曾遊の地である、濠州を一巡した練習艦隊の一雇員として、上陸し親しくキャピテの軍港やマニラ市街を散策したところで、なつかしみも深い、其當時は米國と西班牙と戦争したあとで、西班牙艦隊がもろくも敗北し、軍艦が數艘軍港内に沈没し、ホバシラや煙突が水上に現はれてあつて實に無残な光景がまざ／＼と残つてあつたが、今はそのおもかげもない。

米國の植民地として殷盛を極めつゝある、上陸するには旅行免狀が要る。

私は上陸もしないで、上甲板の上より遙かにマニラ市街を望み懷舊の念に耽つた、米國はモンロー主義と云ふ勝手な主義を唱へて自國には他の干渉を避け、己れは勝手に他國を侵略併呑して喜んで居ると云ふ、實に手前勝手な國だ、日本移民に就ては彼れはいつも勝手を云ふて同胞を苦しめて居る、それであるのに日本政府は碌な抗議も出来ない、考へて見れば世の中程不思議の多いところはないと思つた、私は實に帝國の意氣地なき外交には癩にさわつてたまらない、早く自分が當局となつて竦腕を振はねばならぬと思つた。

夕暮かけて船は出帆した、南洋熱帯特有のカラツバ林の海岸を墨繪のやうに感じた言葉を換へて云へば、よく繪葉書で見るエジプトや紅海等の海岸を去るやうな氣も致しました。

基隆では上陸の元氣もなく、台銀頭取や民政長官に挨拶に出向く勇氣もないので僅かに附近の棧橋を逍遙した。

泣き顔に蜂と申ませうか、私にとつては命より二代目に大切な虎の子墓口を、船の荷揚中苦力に盗まれた、さあ大變、さがさうとさわぐうち船はどら鐘を打つて出帆を告げる………

どうせ、もとい無一物、神戸に上陸したらまた何んとかなるであらう、随分呑氣なものでした。

船は日を経て神戸に着いた、知れる船宿の客引が来て、無一物の私とも知らないでよく世話もし、トランクをさげて宿に案内してくれた。

用意の金銭があれば、その晩すぐ上京すべき汽車に乗るのであるが、汽車賃がない私は知らぬ他郷の神戸で金融せねばならない、その晩は落ち付き拂つて床に就いた。

翌朝友人の神戸裁判所に検事をして居る某を訪ねた、生憎先々月北海道に轉任となつたあとだと云ふので實に落膽した、汽車賃をどこで造らうかと云ふ心配です。

湊川の賑やかな古戦場も松の梢が愈々淋しく感ずる、嗚呼忠臣楠氏の墓と云ふ光圀の建碑も私には此際左程に感興を呼び起さない、思案にくれてその日も徒らに宿に寝た。

翌朝更らに遠く鷹取山の麓を歩きつゝ遂に須磨の浦に出た、便利な電車を利用しないのは風流の爲ではない、そして南洋三五公司の長某氏の宅を訪ねたのである、小林先生からの紹介状も貰つてあつた人だ、乍併面會は拒絶、門前拂を喰つた、どうもし方がない、よろめく足を踏みしめく、一の谷に出た、嗚呼源平盛衰の記念どころ國亡びて山河あり、千年の松の梢には今猶矢呼びの聲がするかとも思はれる。

須磨寺、松風村雨堂、殊に、敦盛塚は心なき者にも、いはれを説けば泣くであらう月も元暦のむかしを忍ぶ折は泪に空を曇らすであらう。

私は歴史が好きであつただけ、そのむかしを思ひ出して、轉た感慨に堪えない、そればかりか今のよるべなき身を、顧みるとき愈々以て身につまされる。

或有名な詩人が

東海の小島の磯のしらすなに

吾れ泣きぬれて、かにと遊べる

と詠じつゝ、やるせなき失戀の苦を忘れやうとしたことを思ひ浮べざるを得ない。
私は失戀ではない、失業、失望、で殊には東京へ歸る旅費さえない旅の者、須磨の
浦曲の景色を愛で、或は風流にして哀れなる松風村雨の姉妹を忍んで、哀れを味ふ程
の餘裕がない。

現實と云ふものは不風流なものだ、始めて知るわけではないが、人間は衣食住と云
ふことが一番大切であると、つくづく考へさせられた。

私は白砂青松の須磨の浦曲に、打ち寄せる波の音に、無限の哀愁を覺え、ゆるく吹
く松の梢の夕風に、諸行無常を感じつゝ、腰打ちかけし石にも相談をかけねばならな
かった。

つくづくと身の行く末もしらすの

みきはに濡れてなやむわれかも

斯様に詩人にもまけぬつもりで一首を詠みつゝ、心細くも、空腹を抱へて、辛じて
海岸通の船宿に戻つた、幾日逗留しても旅費が出来ない。

操孤者としての知り合ひから僅かに電車賃を得て、飄然として逃げるやうに大阪に
出た。

大阪は広いところ、友人が居るであらうから、そこを頼りにしようと思つた、然し
大阪に出て見ると、此みすばらしい状況を見せるもいやな氣がして、無錢旅行をやる
氣になつた。

天王寺の古刹を巡禮し、ゆくりなくも難波鐵道の驛に出た、和歌の浦迄の切符を買
つて、さて考へたことは、之れは南海道行で東京に行くには却つて距離が遠くなる、
あまり考なしであつたことに氣付き切符を其方面行の人に買つて貰つて、私は奈良行

の電車に乗り、奈良にて講演をなし、それにて東京に戻らうと企てた。

奈良行電車の驛に来て、財布の底を調べて見れば僅かに三十何錢、奈良迄の電車賃に五錢程足りない、それで、賃金の都合のよい六錢手前の驛迄の切符を買ふた。

電車の急がしく走るに引きかへ、私の心は決してその元氣がない、見渡せば生駒山の中腹を飛びつゝ、墜道をも越えた、奈良驛より二里程手前の、或山の淋しき驛に下車した、私は、實に悄然たるものであつたらう、小雨は降り來る、傘はなし、人に教へられつゝ奈良街道に出た。

雨は幸ひ止むだ、八月頃のことであるから兩側の山、畑、などに青葉繁つて、奥まりたるものかげには、名も知れぬ鳥の聲もする、山鳥か、時鳥か、その啼く音が私にはたゞ淋しく聞へるのみであつた。

往く程に、歩む程に腹は空つて來る、路傍の井戸水を命綱、ふと美しき小高き山、池水の結構如何にも故ありそうな場所に、私は思はず佇んで見惚れた、是は御陵墓

なる程、奈良は舊都で我國に於ける佛教隆興時代のおもかけを存するところ、敢て不思議はない筈。

さりながら殊に左手の畑中に雨をふくんだ三重の塔が、突兀として立つて居るさまは如何にも古代の名残を留めて居る。

霧は不斷の香を燻き、いらか落ちては月常住の燈火をかゝぐ、と和漢朗詠集にあるが、あの古寺の庭に至らは、真にその感が深いであらうと思つた。

夏の日も、いつしか暮色深くなり、知らぬ巷を杖曳きつゝ、やう／＼奈良に着いたのは夜の八時頃であつた。

史實に見た、猿澤の池に來て、あまり小さいので驚いた、市街を見下すべく、南面堂の高臺に登つて見たが、夜の空には何の感興も起らない、深い深い井戸水を汲んで僅かに飢をいやした、釣瓶の音に番僧は周章として出で來り井戸に蓋をなし鍵を下された。

十無錢徒步旅行

四四

初めて到着した奈良の舊都、しかしながら知己はなし、金はなし、ロハで泊めてくれる奇特の家はなし、さて囊中無一物と云ふことは、愈々困つた。
思案にくれて、大膽にも無錢宿泊を企てた、大通り停車場道を逆戻りすると、左側に或旅人宿がある、私は一夜の宿を申入れ二階に案内された。
私の風彩も一言して置きませう、背廣服で夏ながら冬帽の中折れを被り、一見風變りの堂々たる紳士であつて、いくら割引しても無錢の旅人とは思へない姿であつた。
女中は茶を汲んでくれる、ビールをお飲みなさい、サイダーをお飲みなさい、妾も一杯飲まして戴きます、と御馳走を運ぶ、無錢の私の腹の中は、女中の考へるやうに吞氣ではない、明日の支拂ひはどうしよう、エ、まゝよ飲め〜とビール數本をからにした。

床に入つて考へたのは、縣知事を訪問して、師範校、中學校に南洋事情の講演をさせて貰ふことだ、旅費位は報酬にありつけるだろうとの大名案に、僅かに落ち付いて安眠した。

翌朝九時半、縣廳に知事を訪問したが生憎留守、學務課長に面會して、謂はば講演の押賣を始めた、どゞのつまり厄介そうであつたが翌日男子師範の講堂で、圖々しくも南洋旅行の顛末を話した。

宿に戻つて入浴して居ると、學務課から金一封が届いた、僅かに金五圓、それでも時に大金であつた、宿の支拂ひが金六圓、不足を借りとし、私は更らに下市、上市の農林學校及講習所に講演すべく出かけた、圖々敷きこと限りないわけだが、東京迄の旅費を得たさの講演で、内心は血を吐く思ひであつた。

吉野口で汽車を乗り換へ、吉野で下車し、それから徒歩で下市に着き、早速農林學校の校長を訪ね講演の申入れをしたところ、時間割の都合で協議せねばわからぬとの

四五

事、校長は話題を轉じて種々土地の歴史的情景を話してくれた、私は或時間を約し、下市町の、すしやに旅装を解いた。

此すしやは義太夫本に、義經千本櫻（鮎屋の段）にある維盛彌助の鮎屋と云ふて、有名な家である、平重盛の舊臣が熊野浦にて維盛卿に遇ひ、連れ來りて助けんものと苦心して、娘お里、母親、若葉の内侍、六代君と、歪の權太、などの間に、義理人情の限りを盡し、歪の權太が善に立ちかへり、女房子供を身代りに立てその首級を渡して梶原源太の虎口を遁れ平家の一門を助けたとの筋書由緒。

眞偽はわからないが今もなほ維盛の碑が裏山の庭にありとのことであつた。

そう思ふせいか、庭園にも、座敷にも、そのかみを忍ばするところもある、同家の軒前、山際の中端に、堂樓ともおぼしき高どのが築かれてあつて寔に吉野の郷にふさはしい、更らに奥深く進めば、藏王堂、如意輪堂、吉野神宮もあつて、當時を思ひ起される、噫、人間の榮枯盛衰も此平家のそれか、彼の三位中將維盛すら、時あつてか

鮎屋の彌助となるためしもある、私が南洋に志して今所謂舶來の風來坊となるも亦是非ない運命かと思つた。史家の云ふ、天上の五衰、人間の一衰も、あな夢の世と、かく思ふことは易いのであるが、現實の無錢旅行は甚だ樂でない。

間もなく農林の校長から電話があつて、私に來てくれるとのことであつた、急ぎ校長に見参すると、豈に圖らんや講演は時間の都合で御斷りである、——さあ、——「どうせうぞいの」と洒落どころではない。

八月のことで通常學校は休みだから、上市の講習會に往つて、そこで講演の押賣りをやつて見やう、そこで折角の鮎屋に宿泊することもならず、とぼくと重い足を引きづりながら、吉野川に沿ふて上市に向つた。

また義太夫の文句を借用しますが、妹背山婦女庭訓山の段の、妹山は上市にあるのです。

私はいままで、妹背山と云ふ一つの山かと思つておりました、爰に來て始めて、

妹山と背山と相對してあることを知り、中を吉野川が流れて居ることも知りました。『神代の昔山跡の、國は都の始めにて、妹背の始め山々の、中を流るゝ吉野川、塵も芥も花の山、げに世に遊ぶ歌人の言の葉艸の捨て所、妹山は太宰の少貳國人の領地背山の方は、大判事清澄の領内、云々』

横暴なる蘇我の入鹿大臣をはばかりて、久我之介は背山に、雛鳥は妹山に、互に思ふばかりにて、何れも刃のさびと消えた、思慕の情に打ち勝つて、未來に生きた二人の身の上を、妹背山と云へばそれの如く感ずるも不思議、中を吉野川と云ふも、あまりに哀れな感じがする。

さて、昔思へば風雅な、詩趣に富む、上市であるが、私は左程に感じない、馬車馬のやうに妹山の麓に、或講習會の幹事の宅を尋ねたが留守であつた。

翌朝、講習會場に同氏を訪ねて、結局講演の時間がないこのことで拒絶された。昨夜は妹山の麓の或旅人宿に、雛鳥ならぬ不安の一夜を過ぎ、今朝は空しく引きあ

げてもと來し路に戻らねばならない、さながら私の旅は蜚蜚の一期のやうな思ひがする。

再び農林の校長を訪ねて、馬來半島案内記を担保に金三圓を借用した、停車場に來て新橋迄の切符を買はうとすると、五十錢不足であるために、名古屋迄の切符を買つて汽車に乗りました。

吉野口で、昨日同車した或氣の毒な若い婦人に、偶然にも乗り合せました、どう云ふものか是非東京に同行してくれと頼まれましたが、私は東京の事情を話し、再び大なる苦勞することは、如何にも氣の毒故思ひあきらめるやう申聞けました、或は私として羨にこりて鱸を吹くの類かも知れませんが、乍併是が私として、精進の第一歩であつたやうに思ひます。

奈良驛にて此婦人に別れ、ひとり名古屋に着きました。

中京名古屋、金鯱逆の城を誇りとする所、市街の繁華なるに引きかへて、私は悄然

下車して、此町中に抛り出された。

五〇

一夜を不安の間に明かし、講演申込みも暑中は各學校が休業中故、思ふに任せない空しき懐中の程度に鑒み、岡崎迄の汽車の切符を求め岡崎に着いた。

折りしも降雨沛然として、車軸をも流す勢ひであつた、人力車に身を任すれば、車夫はうなづき顔に、丸藤と云ふ岡崎第一の旅館に連れ込んでくれた、あとにて車夫の話より想像すれば、縣廳の役人と思つたらしい。

私は仕方がないから、大やうにかまへ、立派な座敷に案内されて、酒食にありついた。

翌日郡役所に郡長を訪ね、形の如く南洋講演の申込みをした、郡長は大に喜ばれ、明日金原明善翁が講演されることになつてある、そうすればそのあとで御願致したい然し只今の電報では翁が明日差支へて来ないやうである若し来ないと、講演會は全部廢めるのだからそう思つて頂きたい、先刻青年有志が代表して、翁の下に交渉に往つ

たから後刻返事をするとのことで別れた。

其夜同町の青年有志數名は恭しく威儀を正して挨拶に来た、それは金原翁がどうしても来られないから、迷憾ながら講演會はやめる、悪しからずとのことであつた。

翌日郡長に宿の仕末をたのみ、愈々東海道無錢旅行と云ふ悲壯な途に就いた。町外れに來て標識を見ると、見より東京迄八十何里、八里づゝ一日に歩いて十日あまりある、薩摩の守で汽車に乗れば拘留はよいとして名譽を害する、わけても私を紹介して台湾銀行、台湾總督府の囑託としてくれた、小林先生にも甚だ相濟まぬと思ひ、我が親讓りの足にて旅行歸宅を企てたので、之れが人の目に見えぬ私の小さい責任觀念であることは、些か買つて頂きたい、

舊東海道を教へらるゝまゝに歩ゆんだ、岡崎を去る二里位の所で、空腹で堪へないものですから、僅かに持つてる十二錢で、大福餅を食べ、やう／＼腹をこしらへた。馴れの歩行、靴が足に重い、夜の八時頃迄で僅かに八里位の道程をあるいた、夜と

なつても泊るに家なく、懐中はなし、草を枕の旅衣と云ふ文句を如實に、私は夜を日に亞いで、東海道を上つた、道中の出来事で記すべきこと、恥かしきこと、寺院の親切なること、人の心のつれなきこと、職人、土工などの者が却て人情があり親切であつたこと、實に數限りなく幾多の實驗を経ました。

濱松、天龍川、小夜の中山、大井川、などを通過したときの、私の慘憺たる状況に引きくらべて、東關紀行にある彼の俊基朝臣のあづま下りなど思ひ浮べ、何んとも云へない哀愁に打たれました。

水ばかり呑んで、一日一食を食ふや食はずの旅、辛じて三島の宿に着き、夕暮かけて舊箱根山にさしかゝつた、山阪道を登るに従つて、老松古杉生ひ繁つて、晝猶ほくらき所を、僅かに月の光りを頼りに幾里かを登つた、あまりの疲勞に土手高き松の根もとによぢのぼつて、私は思はず知らず寝てしまつた、あたりには人家はなし、通常ならばうすら淋しい山の中、もう私には恐ろしいものがないのであつた。

目醒めて見れば、月は西山に傾きかけて、月光もうすく旅の身には一入哀れさを感じた、さてよく寝たから、是れより登らうともと來し舊道に下りると、下の方よりガチャン／＼とサーベルを腰に打ちつけて、人の足音がする、くらがりながら其物音に巡査であることもわかつた、私の前に巡査が來かゝつたとき、躊躇つて居た私が、もし／＼と聲をかけますと、その巡査が、驚くまいことか、腰をぬかさんばかりに、たちちとあとへ戻つた、私は随分おかしかつたが、僕です、旅の者です、私は今夜箱根山を越えやうとする者で、別に怪しいものではありません、と云ふた。

始めて安堵したらしく、それでもさすがは巡査です、あゝ驚いたとは申しませんでした。

二人で四方山話をなして、巡査の身元を聞くと、甲州葦崎と云ふので私も葦崎に居た關係から話は興深くなりました。

駐在所はその所より約一里ばかり登つたところにあつた、一寸一ぶくして後ち、ま

た二人で約一里程登つて、彼の管轄境に來ると、月は全く落ちた、路はくらく、周圍はあやめもわかぬやうになつて來た。

「巡查と私が別れを告げんとした折柄です、カラコロ〜と女の足駄の音が上の方よりして來る、二人は立留まつて凝視して居ると、遙か彼方に白い影が見える、さては妖怪變化の者御參かと固唾を呑んで居る。

やゝしばらくすると、その白きかげは、私たちの近くに寄つて來た、巡查は職掌柄、先づ誰れだと推何した、後の女は別段に驚いた風もなく、妾は何村の何某です、別にあやしい者ではありませんと、どんく〜下へ降りて行く、あと見送つて二人は無言の間にホツと致しました。

やがて巡查とも別れた、私は一人して、今の白い影の女の來た道を登つて往かなければならない、前途は暗膽として道の行手はわからない、私は意氣地ないやうですが急に前進することがいやになり、少々戻つて人家の軒に竹の簀の子の麥打台がある、

その上に横はつて夜明を待つた。

蚊に攻められて却々夢も結ばれない、うと〜したと思ふ頃に、街道を通る馬の鈴音の勇ましいのに目醒めた。

驚いて目をこすりながら山に登つた、行く程に道は幾筋も出來、何れを通るべきかにまどう位、むかし東海道を徒歩した時分は、天下の街道筋であつたが、今は鐵道が出來、此所を通るは馬鹿ならぬ私たちのみの通路、尾花、かるかやの類。人間の丈程ものびてる、昨夜前進せぬのは實によき仕合せだと思ひました。

音に聞えし箱根裏山の十二曲りをのぼりつめ、辛じて舊箱根の町に着いた。

廣壯なる別莊を横に見て、地藏ガ嶽の山路に就いた、腹はへる、食にはありつけず道端の青路を取つて食つて見たが、如何にも苦くつて食へない。

十歩登つては休み、二十歩登つてはまた休みして、やうやく峠を越えた、男女の避暑客は面白そうに、右に左に、三々五五、キャツ〜と云ふて躍ね廻つて居る、現今

の資本家と無産者の縮圖だと私は思ひました。

今度は下り坂となつた、トン／＼降りるとき、空腹の胃腸に著しく打撃を與へて、申分のない苦痛です。

腹を押へて、ソツとありる、此苦しみは無錢旅行の者でなければ味へない。

むかし天下の糸平が、静岡方面で失敗し、此箱根を越えたとき、あまり腹が空いて居るので、無斷で茶店の薩摩芋を食し、あとで無錢の旨を告げ、事情を話して許して貰つたとのことを思ひ出しました。

なる程、そう云ふ氣にもなる、無理もないことだと思つたが、生憎そう云ふ店がなかつたのは幸ひであつた。

それから、底倉のお寺でやつとむすびを貰ひ、道を迷ふて土方の田島三五郎と云ふ親切な人に、食事と煙草代五錢を惠まれ、やつとのことで湯本に着いた。

此他種々道中のこと書きしるせば、限りなく興も深いことですが長くなりなますから略します。

ら略します。

唯此間に於て一種不可思議に感じたのは、信仰であります、私はお經も知りませぬ然し門前の小僧習はぬ經讀むと申します通り、大間々の光榮寺門前に育ちました故かなんとなくお釋迦様が好きでした、けれどもお釋迦様の傳説や傳記などの著書を繙きますと抹香くさい、否滅入りくさい、言ひ換へれば消極的で少しも潑刺たる元氣が溢れていない、山の奥に引き込んで、考へて居るにはよいが、實世間に出て活動するには、あまりに陰氣で元氣が乏しい、斯様に思つて、彼の鎌倉時代の偉僧、日蓮上人を傳記で見えて以來、私はいつしか日蓮信者の一人となつて居たのです。

他の佛教は西方淨土に彌陀三尊の御座すものとして、日の西に春がんとする、心細い天地に向つて禮拜し、南無阿彌陀佛と唱名專念するに、日蓮上人は、旭の森に於て朝日燦爛として昇天する、東方の空に向つて禮拜し、聲をも大に、南無妙法蓮華經と唱題したことに、如何に兩者間に元氣の相違があるかを見出すでせう。

『明なる事日月に過ぎんや、淨きこと蓮華にまさるべきや、法華經は日月と蓮華となり、故に妙法蓮華經と名く、日蓮又日月と蓮華との如くなり、』
との自信を以て事に臨まれ更らに幾多の法難、迫害、餓鬼、地獄の如き生活を経て佐渡の悲惨なる流滴にも斯様に云はれた。

『日蓮は外見の如くは、日本第一の僻人也、我朝六十六ヶ國、二の島の、百千万億の四衆、上下万人に怨まる、佛法日本國に渡つて七百餘年に、いまだ是程に法華經の故に、諸人に惡まれたる者なし、月氏漢土にもありとも聞えず、又あるべしともおぼえず、されば一閻浮提第一の僻人ぞかし、……殊に今度の御勘氣には、死罪に及びしが、如何思はれけん、佐渡の國に遣はされしかば、彼の國へ越く者は、死は多く生は希なり、辛くして行き着きしかば、殺害謀叛の者よりも猶重く思はれたり。鎌倉を出でしより、日々に強敵かさなるが如く、ありとある人は念佛の持者也、野に行き山に行くも、岨、坦の草木の、風に隨つてそよめく聲も、敵の我を責むるか

とおぼえ漸く國に着きぬ。

北國の習ひなれば、冬は殊に風はげしく雪深し、衣うすく食乏し、根を移されし橘の自然に根となりけるも、身の上につみしられたり、栖には尾花、かるかやおひしげる野中の三昧原に、朽ちやれたる草堂の、上は雨漏り、壁は風もたまらぬ傍也晝夜耳に聞くものは、枕にさゆる風の音、朝暮眼に遮る者は、遠近の路を埋むる雪電也』

と斯様に筆留められて、悲惨の中にあつて驚かず、益々佛國土の實現に精進し、不輕菩薩のむかしを忍び、彼の蘇武が匈奴に入つて、巖窟に閉ぢ込められ、法道三藏が宋の徵宗を諫めた爲に、面に火印を當てられて、江南に流されたのも、今の我身に思ひ知られる、然しよろこばしいことだ、之れは即ち我れが佛となるの前提だと愈々強盛に、妙法蓮華經の功德を説き且つ勤めた、開目鈔に於ては

「我れ日本の柱とならん

我れ日本の眼目とならん

我れ日本の大船とならん

と豪語せられて、一意専心、衆生濟度に心を寄せられた、彼の大精神は以て私たちの精神となし、凡ゆる艱難、困苦に堪へて、世の爲、家の爲、我の爲に、努力すべきものだ。

今、遇然舶來の無錢徒歩をしても、決して萎縮すべきでない、斯かるときにも天下國家、吾家を思ふの大精神を以て、惡に陥らず善に向つて進むべきである、かく思ふ信念は飢餓にも堪へた、疲勞にも堪へた、惡にも打ち勝てた、己を救ふ者は己れである己れによらずんばまた同じく天下は救へない、己れの任務は重大である、左様に思ふ心の底からは、いつの間にか、南無妙法蓮華經と御題目を唱ふる、そうすると知らずく元氣横溢して、一切の世間苦も、疲勞も忘れましました。

ふとしたことで知り合ひになつた、知人が片瀬の龍口寺に、御膳番をして居ること

を思ひ出し、九月の始めつ方、真夜中頃へとくになつて片瀬の龍口寺にたどりついた。

老松の木立のかげに、夜目にもしるき本堂を目かけて、山門をくゞり石段を登つた本堂は扉が閉めてある、光りの漏る、板間越しに、末吉君、末吉君と呼んだ、同君は不審そうに出で來り、戸を明けて本堂内に入れてくれた、末吉君は前後の話を聞き、氣持ちよく數日逗留を承知してくれた。

彼れはやがて柿色の僧衣をつけ、本堂の戒壇に登り、太鼓を打ち、鐘を鳴らし、お膳を供へるのであつた、之れは日蓮上人が文永八年九月十二日、子丑の刻龍口の刑場に着したるとき、或信仰深き老婆が、不敢取ゴマをつけたおはぎを、急ぎ來つて薦められた、上人は之を非常に徳とせられたことを因縁に、龍口寺建立以來、毎夜その時刻の二時頃にお膳を供することになつて居る。

日蓮上人が、首刎られんとして再生した此刑場跡の寺に、私は遇然にもたどりつい

て助けられた、末吉君の友情もさることながら、或は信仰の功德かとも思ひました、そうしてお膳に供したるゴマのおはぎを頂いて、その夜の飢をしのぎました。

上人は爰に於て再生し、私も舶來乞食のやうになつて、東海道無銭旅行をなし、殆んど半死半生の状態で、此尊き靈場に来て救はれたのであります。一の不思議と私はつくづく感じました。

十日あまり厄介になつて、辛じて都入りしたのが大正四年の十月初めと思ふ、品川に下車して驛前の巡查にとがめられた程、風彩容姿には變化があつた、異様の舶來紳士、すつかり砂ほこりの爲に、乞食然としたのでせう。

十一 流浪生活

南洋行は龍頭蛇尾に終り、東京に在つて何にか旗上げをせなきやならないが、さて素との木阿彌でどうしやうもない、知人の紹介で、不忍池畔の或家に、留守居番を仰

せ付かつて、漸時浮世を忍びました。

私は法律學を修めたのだから、訴訟上の手續を覺え且つ研究の便にもならうと、區裁判所で代書業を始めました。

大正五年秋、圖書館勉強が功を奏し、判檢事試験の筆記に合格し、口述試験で榮冠を逸してしまつた、翌年度にも、また同じく同様の悲運に際會した。

秋風落漠、天地自然が、無情を告ぐる秋の暮に、私は單衣一枚しか身に着けて居らぬ、寒さには向ふし、金銭はないし、下宿料には困るし、それは惘然なものでした。

いくら豪傑を氣取つても、心の淋しさ、己が故郷の老母を案じては、知らずく、泪が滲み出るので、女々しくはならぬ、七轉び八起きと云ふではないかと、心に問ひ、心を勵ませて、大正七年度の試験を受くることにした。

職業の片手間では、どうも勉強が思ふやうにならぬ、何んとかして勉強して七年度には間違ひなく及第したいものだと思ひ、五月始め甲州谷村町に先輩を訪ね、寄食し

で勉強することになった。

東京を去つて、山嶽町の甲州谷村に来て見ると、空気はよし、静ではあるし、お寺の一室を借りて貰つたこと故、大變都合はよかつた。

乍併思ふに任せぬものは浮世だ、親から下宿料を送つて貰ふやうには決して相成らぬ次第だが、その家の妻君と云ふのが、収入が少ないから、試験の済むまで食客は困るとの意味に於て、壁訴が始まつた、なる程田舎町、収入も乏しいらしい、先輩は非常の好意を以てくれてるが、私としては困り入つた。

朝夕、お寺から事務所迄通ふ路すがら、どうしやうと幾度が考へた。

路の邊に水車が撓ゆみなく廻つてるのを見て、私はつくづくながめ暮らしたこともある、風車と水車の歌があるが、あの水車のやうに、私は撓ますうます勵まねばならない、彼の小野道風が、柳の技に蛙が飛び付ては落ち、幾度かの後遂に飛び付いたのを見て發奮したと云ふ史話も思ひ出した。

彼の高杉普作も思案に餘つて、「なにをくよくよ川端柳、水の流れを見て暮らす」の歌を誦したとのことも想像した、私ばかりの浮世ぢやあるまいと大悟した氣にもなつてみた。

寺は山際にあつて綠叢に埋もれたやうな所、その一室は周圍に大般若經納箱が、屏風のやうに立て廻つてる、南面の窓に机をすえて只管に勉強した、夜は静かとなるにつれ、自分は熱心に讀書した、切りあげて床に入るや、遠く、近く、そちこちに、山時鳥が間斷なく啼く、何んだか感傷的になつて、私の爲に啼いてくれるのではないかと思つたこともある。

或日のこと、私は此谷村に暇乞ひして、是れと云ふあてもないが、東京に戻つた、僅か二十日程の都落ちに、私は随分瘠せた人から云はれた。

舞ひ戻つた東京の間借宿で、同情してくれ試験済む迄のあと拂ひで、最低度の生活保証をしてくれた、其後種々の奮闘はあつたが、漸やく其年の秋遅く司法官、辯護士

の試験に通過した。

官報で発表になつた朝は、雪がちら／＼降つて来た、天もよろこびのしるしを表はしたのか。

○ 及第前書齊に掲げたる自詠短冊

○ 里の花は今を盛りと競へとも

元 治

深山の奥はめくまれもせず

及第発表の朝雪の降れるを詠む

○ しろかねもこかねも今朝は降りしきて

同 人

小枝に花の咲く師走かな

十二 辯護士生活と天誅事件

大正七年十二月某日、辯護士登録を済ませ、東京辯護士會に所屬して開業した、貧

弱なる机一個に六法全書一冊、書生兼炊事係兼先生であつた、一人客があれば急がしきこと限りない、乍併客として来る者は、皆知れる方ばかりであるから、却て同情があり何にかに便利であつた。

やがて知人が書生を世話してくれた、更らに事務員も雇入れた、かくするうちに辯護士としての立關は十分に設備することが出来た。

此一家を整備するにも、經濟、財政の原則を應用した、一國の財政も、經濟も、觀念上に於て、整備する上に於ては、常に同一だと思ひました。

法華經の哲理に、一念が三千に及ぶの理と同じく、また、或復雜なる機械がハンドル一つを動かすことに因て、全機械の運轉となるやうに、一家も一國も、經濟、財政の整備は此、我の一念に發する、一念することの如何が、或は極端から極端に走り、或は中庸に基きて事をなす場合を生するのである、私は斯様の哲理觀を以て、先づ最少の我の一家に臨んだ、それが成功して今日一族食ふには困りません、人の御厄介に

ならんでも、老母の安心を買ひ、京、大阪、伊勢等の参拜、見物のお供も出来ました
少さを誇りです。

一家の形成に努力する一面に於て、私は帝國の現在及將來の生活に、注意するこ
とを忘れませんでした。

私は曾て海外移植民論を携げて、先輩と議論もし、現に身、自ら、南支や南洋方面
の事情視察もやつて来た。そして現時の我國が歐州戦後の打撃を受けて、年一年と不
景氣を招來しつゝあり、將來如何にして我國の平和的發展を期すべきやにつき深き考
慮を以て案じた、人口は年々八十万以上も増加する、土地の耕作すべき範圍はきまつ
ざる、工業は幼稚で貿易の世界的競争には劣つてる、内地の人口を満足せしむる衣食
住の資料は、年々缺乏を告げる。

愈々不景氣は露骨になつて来た、何れの農村にも、何れの都會にも、生活になやむ
人たちが増すばかりである、實に心痛に堪へないことであります。

此不景氣と生活難とにわづらいせられて、主人と雇人との間、親と子との間、兄弟
姉妹との間、朋友知己の間に、情義と云ふものが段々薄くなつて、金錢利益の爲には
犬猿も管ならぬ間柄が實現せられて来た。

結局人類相互の間に、愛と云ふものが失せて来て、佛の所謂慈悲心と云ふものが、
乏しくなつて、人皆餓鬼道に陥りつゝある。

そこへもつて来て、西洋の個人主義と云ふ思想が大變都合よく考へられて来た、即
ち自分さえよければ人はどうでもよいと云ふことです。

更らにその後で、社會主義と云ふ思想が輸入して来た、それは社會人類は共同の生
活であるから、共同の爲に世の中かあるのであるから、財産物資もお互に共有すべき
もので、金持や資本家と稱するもの持が、一人で慾張るものではない、従つて財産物
資は悉く各人の共有とすべきものだと思ふのです。

個人主義は金持や地主連に都合よく、社會主義は、貧乏人の最大多数の者に都合よ

ろしい信條である、何れも極端に走つて、人間固有の慈悲人情と云ふものを忘れて居る、哲理論に基礎づいたもので、決してその總てがよろしいものではない。

現今の國民社會は、此兩極端の思想にわづらいせられて、人間らしい温い社會生活を營まない傾向があるのです、實になげかわしいことではありませんか。

畢竟是は、慈悲、人類愛、言ひ換ゆれば人間の佛性と云ふものが、消燈しかつた結果です、人類の佛性と云ふものは、信仰に依て育まるゝのである、然るに現今社會は、信仰と云ふ大切なるものを放棄した、妙なくとも放任してる、政府は信教自由と云ふ好題目の蔭にかくれて、やりつばなしてある、若し此まゝに放任し行かば、日本人社會に、日本魂と云ふ特種の性格がなくなつて仕舞ひはせぬか、そうすると國王と臣民との間はさうなるであらう、果して三千年來金瓶無缺と稱したものに何等の影響ないであらうか。

さらでも外國人は、日本の國体を危んだ新聞社説を出して居ると云ふことを耳にし

て居る。

佛蘭西大革命に、ルイ十六世は跪くも倒れた、ロマノフ王朝三百年の誇りも一朝にして崩れた、それ等の出來事を當然として不思議に思はぬ毛唐等には、日本の國体の基礎を危ぶむのも、無理はないのであるが、吾等日本國民として、平氣で看過するところが出來ませうか、新田義貞は南朝の危急を救つた、奇人彦九郎は皇室の式微をなげき、徳川の横暴を憤慨して悶死した、斯様に尊崇せらるゝ皇室と、臣民との間に溝渠がうがたれては千歳の迷憾であります。

此日本人獨特の人情美、即ち、父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し、朋友相信じ又一旦緩急あれば義勇公に奉すると云ふ精神を涵養發揮せねば、到底日本の精神的復興は困難である、それには日本の固有神道と、日本化したる宗教によらねばならないと思ふ。

さすれば、日本の現在は、物、神、兩界に亘り左の欠陥がある。

一、領土狭く、人口は過剰増加であつて衣食住の物資が缺乏して居る。
 二、どうして此過剰人口の生活を安泰ならしむるかの政策に欠陥がある。
 三、國民の精神方面に一欠陥が出来て来た。
 以上の三欠陥を補ひ、之を充足すべきの安定策は政治にある、然るに其政治を行ふ手段としての議會の構成を見ますと、貧乏人の代表は參加して居らぬ、仮りに貧乏なる代議士があつても、彼れ等は資本家の犬のやうな役目を演じて居るから、決して無産者の代表者たる役目を果すことが出来ない。
 先づ日本の政治改善は、資本家代表の半數を引退せしむべきだ、それには國民一般が參政權を持たねばいけない。
 そこで私たちは普通選舉法を實施せよと騒いだのです。
 無産階級の爲に、私たちは大正八年秋立憲少壯改進黨を組織し、時の既成政黨の權威、驕る政友會を對手とし、他面には憲政會、國民黨を敵として、その打破を絶叫し

不偏不黨の旗旗を立て、大演說會を開催して、既成政黨の反省を促した。
 更に感じないから、大正九年一月二十一日寒風吹き曝らす、上野兩大師前に於て天下に大獅子吼をしたのである。

その決議は、

- 吾黨は立憲政治の本義に基き、左記條項による、普通選舉法の即時實現を期す。
- 一、滿二十年以上の帝國臣民には總て選舉權被選舉權を有せしむべき事、但白痴癡癲及公權停止の者は之を除外す。
 - 二、選舉權者は、選舉名簿作製の當時に於て、三ヶ月以上一定の場所に住居を有する事。
 - 三、吾が根本主義に反對する、内閣及政黨に對しては、飽く迄も抗敵すべく、此等代議士に對しては、速かに天誅を加ふべき事
- 以上の決議に對しては、果然官憲の壓迫を受けた。

時の内閣が臨時議會解散の一理由に加へた事案で、俗に天下の新聞は之を天誅事件と名づけ、随分喧囂を極めた。

天誅事件につきては事情を知らぬ者は、ヤレ社會主義だ、ヤレ無政府主義だ、ヤレとんでもない奴等だと、悪聲も放たれた、けれども究めて見れば、何んでもない、普選促進運動の一旗幟に過ぎないが、警視廳刑事課長の正力君や、検事局の頭連は、所謂天くだり事件として検事太平金之助の名で起訴せしめた、被告は、

群馬縣平民

辯護士

松

高

元

治

新潟縣平民

辯護士

上

村

進

の兩名で罪名は、公務執行妨害罪、天誅の文句が公務の執行と威迫したと云ふのである、今から思へば無理に罪に陥れやうとした形がある、幼少の子供に、鬼の面を見せたから、それが脅迫罪になると云ふに同じやうなもので、あまりに馬鹿くしい事案であつた。

けれどもその當時は、天下の大問題であつて、現今司法大臣の榮職に就任された、辯護士原嘉道博士外百五十名以上の同僚諸君が辯護人となつてくれた。

勿論無罪であつた、思へば當年の敵役、總理大臣原敬氏は其後横死され、検事太平君も死亡し、控訴院検事の早川君も退職となつてゐる、引きかへて辯護人筆頭原嘉道博士は司法大臣となり、控訴院裁判長西川一男氏は大審院判事に榮轉し、一番の裁判長田山卓爾氏も野に下つて辯護士として榮名を走せてゐる。

不肖の私も、同僚の上村進君も健在で、彼れは労働農民黨の牛耳を執つて居る、私は未だ池中の蚯蚓、いつ化して空中に雲を呼び龍としての大活動をするか、之れからであります。

思へば人間の榮枯盛衰など云ふものは實に樞花一朝の榮に均しい。
迫害を加へた人、迫害を受けた人、之れ等が天地を異にして、或時は更らに噬臍の悔ある者も出来るであらう。

更らに歴史の上に之れを見るに、彼の平家の盛衰の如き、平家物語の初頭の文句は實に、うがつて居ると思ふ。

「驕れる者久からず、たゞ春の夜の夢の如し、猛き人も遂には亡ひぬ、偏に風の前の塵に同じ、」

私は之れから奮發して、郷土の爲に、帝國の爲に、赤城魂を發揮して、諸君と共に赤城の精神を誇りませう。

十三 帝國政治の大改造と普選

日本帝國の更生すべき、基礎は産業であります、農業は何んど云ふても耕地を増加せねばならない、外交上の交渉を以て、西比利亞に農地を求むるも一策でせう。

農民を南米其他の海外移民地に移植するもまた一策でせう。

農具の改良、施肥の改良、其他の副業と金融なども勿論一策である。

養蠶に偏する地方に於て、副業を奨励するも緊急の一策であらう。

農業は捨て難き國本事業の一であります、農業以外に我帝國が大發展を促すべきは何んであるか、それは工業であります。

殊に科學工業の進捗を計らねばならないと思つて居ます、その材料は之を北滿西比利亞に採らねばならない。

對露對支の外交が如何に重要であるかをお氣付になるでせう。

それで内國の科學工業はと顧みるときは、實に至つて不手ぎわであつて、歐米各國工業國とは比較もならない程幼稚です。

工業教育、工業施設、工業助成、工業金融、工業組織、等甚だ憂ふべき点が多い、日本の精工業部類の逸品は、皆外國製品ではありませんか。

實に工業が一般に幼稚であるところへ以て來て、我が國の商業貿易の現状はどうですか、品がわるいばかりではない、見本と實物とは常に相違して信用を害して居る。

生糸の輸出先は米國が第一の上得意であつて、其他の既成品の得意先の第一なるは支那及南洋であります。

米國市場に於て、我日本生糸は上質廉價なる点に於て佛蘭西、伊太利に競争なし得たが、最近支那の生糸の廉價なるに押され、且つ人造絹糸の進歩にも壓迫されんとし

てる。
また支那南洋方面に於ては、獨逸、英國其他の諸國の工業品に壓迫され、日本品の前途此ままでは甚だ心細い。

以上の各産業を如何に大改革すべきや、帝國の財政經濟の上に一大期劃を立てねばならぬと思ふ。

延て海上貿易の保護機關である、海軍は整備せるか、船舶の需給等の問題にも關係がある、陸軍とても決して放任することは相ならぬ、平時でも露、支に備へねはならないからである。

要は不生産のものに比較的薄く、生産的のものに厚くせねばならぬことは當然であらう、既に政治上の大改革をなさねばならない、それはどうすればよろしいか。

政友會の地方分權、地租營業稅の委讓も時に必しもわるくはない、けれどもそれで帝國の建て直しになると思ふならば大なる誤謬であります。

憲政會と政友本黨とは、今度民政黨として看板を塗り代へたが、要は政治なるものは人物にある。

何れの黨も所詮は改革の財源に困つて、公債だけでもいけないから更らに、私の年來主張する資本課稅（一名國家救濟稅）に轉移するであらう。

皆さん、あの義太夫本を御覽なさい、讀む人、語る人の如何に因て、同じ筋書の文句で、人が泣きもし、笑ひもし、あくびもするではありませんか。

主義主張に關する、政治綱領の條綱は、政治を行ふ人の如何に因て、生きもするし死にもすると云ふわけですから、從來の既成政黨に囚はれないで、此人ならばと思ふ

新人物に見込みをつけて下さい。

普通選挙になつても、新に選挙権を握つた方々が、資本家の代表や、その走狗のやうな人物に投票するやうでは、折角の普選法も、おぢやんになつて仕舞ひます。

さりごとてまた、社会主義の極端な思想を抱き、外国思想を鵜呑みに、國本思想を忘れて行動する人にも御注意がないと、遂には國をあやまることになりなす。

政治は飽く迄も中庸でなければなりません、資本家も欠点ばかりではない、長所があります、無産者方面も長所ばかりではない欠点もあります、故に兩界に通して何れにも適當の折り合ひのつくものでなければ、眞に理想の政治ではありません。

私は此理想政治實現の爲に、我を忘れて憤起したのであります。

どうぞ東群馬の諸君 私の後援者となつて、將來を刮目して見て頂きます。

私の遍歴と抱負終

◎衆議院議員選挙法拔萃

第二章 選挙権及被選挙権

第五條 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選挙権ヲ有ス

帝國臣民タル男子ニシテ年齢三十年以上ノ者ハ被選挙権ヲ有ス

第六條 左ニ掲グル者ハ選挙権及被選挙権ヲ有セス

- 一、禁治産者及準禁治産者
- 二、破産者ニシテ復権ヲ得サル者
- 三、貧困ニ因リ生活ノタメ公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
- 四、一定ノ住居ヲ有セサル者
- 五、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 六、刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ掲グル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ルマテノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス
- 七、六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲グル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第七條 華族ノ戸主ハ選挙権及被選挙権ヲ有セス

陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ選挙権及被選挙権ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)及志願ニヨリ國

民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第八條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

第九條 在職ノ宮内官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢事、朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢事、陸軍法務官、海軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計検査官、收税官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セス

第十條 官吏及待遇官吏ハ左ニ掲クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼メルコトヲ得ス

- 一、國務大臣
- 二、内閣書記官長
- 三、法制局長官
- 四、各省政務次官
- 五、各省參與官
- 六、内閣總理大臣秘書官
- 七、各省秘書官

第十一條 北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼メルコトヲ得ス

第十章 選舉運動

第八十八條 議員候補者ハ選舉事務長一人ヲ選任スヘシ但シ議員候補者自ラ選舉事務長ト爲リ又ハ推薦届出者(推薦届出者數人アルトキハ其ノ代表者)議員候補者ノ承諾ヲ得テ選舉事務長ヲ選任シ若ハ自ラ選舉事務長トナルコトヲ妨ケス

議員候補者ノ承諾ヲ得シテ其ノ推薦ノ届出ヲナシタル者ハ前項但書ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セス

議員候補者ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選舉事務長ヲ解任スルコトヲ得選舉事務長ヲ選任シタル推薦届出者ニ於テ議員候補者ノ承諾ヲ得タルトキ亦同シ

選舉事務長ハ文書ヲ以テ議員候補者及選任者ニ通知スルコトニ依リ辭任スルコトヲ得選舉事務長ノ選任者(自ラ選舉事務長ト爲リタル者ヲ含ム以下之ニ同シ)ハ直チニ其ノ旨ヲ選舉區内警察官署ノ一ニ届出ツヘシ選舉事務長ニ異動アリタルトキハ前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者直ニ其ノ届出ヲ爲シタル警察官署ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第九十五條ノ規定ニ依リ選舉事務長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ハ前項ノ例ニ依リ届出ツヘシ其ノ之ヲ罷メタルトキ亦同シ

第八十九條 選舉事務長ニ非サレハ選舉事務所ヲ設置シ又ハ選舉委員若ハ選舉事務員ヲ選任スルコトヲ得ス

選舉事務長ハ文書ヲ以テ通知スルコトニ依リ選舉委員又ハ選舉事務員ヲ解任スルコトヲ得

選舉委員又ハ選舉事務員ハ文書ヲ以テ選舉事務長ニ通知スルコトニ依リ辭任スルコトヲ得

選舉事務長選舉事務所ヲ設置シ又ハ選舉委員若ハ選舉事務員ヲ選任シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ前條第五項ノ

届出アリタル警察官署ニ届出ツヘシ選舉事務所又ハ選舉委員若ハ選舉事務員ニ異動アリタルトキ亦同シ

第九十條 選舉事務所ハ議員候補者一人ニ付七箇所ヲ超ユルコトヲ得ス

選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ選舉事務所ハ前項ニ掲クル數ヲ超エサル範圍内ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ス

地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)前項ノ規定ニ依リ選舉事務所ノ數ヲ定メタル場合ニ於テハ選舉ノ期日ノ告示アリタル後直ニ之ヲ告示スヘシ

第九十一條 選舉事務所ハ選舉ノ當日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ之ヲ置クコト

ヲ得ス

第九十二條 休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ハ選舉運動ノ爲之ヲ設クルコトヲ得ス

第九十三條 選舉委員及選舉事務員ハ議員候補者一人ニ付通シテ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第九十四條 選舉事務長選舉權ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ選舉運動ヲ爲スコト

ヲ得サル者ナルトキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ解任又ハ退任ヲ命スヘシ

第八十九條第一項ノ規定ニ違反シテ選舉事務所ノ設置アリト認ムルトキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ選舉事務所ノ閉鎖ヲ命スヘシ第九十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉事務所ノ設置アリト認ムルトキハ其ノ超過シタル數ノ選舉事務所ニ付亦同シ

前條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉委員又ハ選舉事務員ノ選任アリト認ムルトキハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ直ニ其ノ超過シタル數ノ選舉委員又ハ選舉事務員ノ解任ヲ命スヘシ選舉委員又ハ選舉事務員選舉權ヲ有セサル者ナルトキ又ハ第九十九條第二項ノ規定ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得サルモノナルトキ其ノ選舉委員又ハ選舉事務員ニ付亦同シ

第九十五條 選舉事務長故障アルトキハ選任者代リテ其ノ職務ヲ行フ

推薦届出者タル選任者モ亦故障アルトキハ議員候補者ノ承諾ヲ得スシテ其ノ推薦ノ届出ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外議員候補者代リテ其ノ職務ヲ行フ

第九十六條 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又ハ選舉事務員ニ非サレハ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス但シ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ハ此ノ限ニ在ラス

第九十七條 選舉事務長、選舉委員又ハ選舉事務員ハ選舉運動ノ爲ニ要スル飲食物、船車馬等ノ供給又ハ旅費、宿泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得 演説又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲ス者其ノ運動ヲ爲ス

ニ付亦同シ

選舉事務員ハ選舉運動ヲ爲スニ付報酬ヲ受クルコトヲ得

第九十八條 何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス

何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個個ノ選舉人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス

第九十九條 選舉權ヲ有セサル者ハ選舉事務長、選舉委員又ハ選舉事務員ト爲ルコトヲ得ス

選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス

第一百條 内務大臣ハ選舉運動ノ爲頒布シ又ハ揭示スル文書圖畫ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第十二章 罰 則

第一百十一條 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ登録セラレタル者又ハ第二十五條第二項ノ場合ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十二條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ響應接待、其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ

二、當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

三、投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

四、第一號若ハ前號ノ供與、變應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、第一號若ハ前號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第二號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

五、前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

第百十三條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メシムル目的ヲ以テ議員候補者若ハ議員候補者タラムトスル者ニ對シ又ハ當選ヲ辭セシムル目的ヲ以テ當選人ニ對シ前條第一號又ハ第二號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

二、議員候補者タルコト若ハ議員候補者タラムトスルコトヲ止メタルコト、當選ヲ辭シタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者タリシ者、議員候補者タラムトシタル者又ハ當選人タリシ者ニ對シ前條第一號ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキ

三、前二號ノ供與變應接待ヲ受ケ若ハ要求シ、前二號ノ申込ヲ承諾シ又ハ第一號ノ誘導ニ應シ若ハ之ヲ促シタルトキ

四、前各號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲナシタルトキ

第百十四條 前二條ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第百十五條 選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ニ對シ暴行若ハ威力ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ

二、交通若ハ集會ノ便ヲ妨ケ又ハ演說ヲ妨害シ其ノ他偽計詐術等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ

ルトキ

三、選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ヲ威逼シタルトキ

第百十六條 選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員選舉人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示ヲ求メタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十七條 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ表示シタル事實虛偽ナルトキ亦同シ

第百十八條 投票所又ハ開票所ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ干渉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十九條 投票管理者、開票管理者、選舉長、立會人若ハ選舉監視者ニ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ、選舉會場、開票所若ハ投票所ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞若ハ奪取シタル者ハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百二十條 多衆集合シテ第百十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一、首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二、他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

三、附和隨行シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百十五條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第百二十一條 選舉ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帶シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第百二十二條 前條ノ物件ヲ携帶シテ選舉會場、開票所又ハ投票所ニ入りタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其ノ携帶シタル物件ヲ沒收ス

第百二十四條 選舉ニ關シ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハサル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十五條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第百二十二條、第百二十三條、第百十五條、第百十八條乃至第百二十二條及前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ新聞紙及雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第百二十六條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙及雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル一、當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ議員候補者ノ身分、職業又ハ經歷ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ二、當選ヲ得シメサル目的ヲ以テ議員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタルトキ

第百二十七條 選舉人ニ非サルモノ投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐偽ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十八條 立會人正當ノ事故ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十九條 第九十六條若ハ第九十八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第九十四條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十條 第九十條第一項第二項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エ若ハ第九十一條ノ規定ニ違反シテ選舉事務所ヲ設置シタル者又ハ第九十二條ノ規定ニ違反シテ休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ヲ設ケタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十三條ノ規定ニ依ル定數ヲ超エテ選舉委員又ハ選舉事務員ノ選任ヲ爲シタル者亦前項ニ同シ

第百三十一條 第八十九條第一項、第九十九條又ハ第九十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十二條 第八十八條第五項乃至第七項又ハ第八十九條第四項ノ届出ヲ怠リタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者亦前項ニ同シ

第百三十三條 選舉事務長又ハ選舉事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者第百二條第二項ノ規定ニ依リ告示セラレタル額ヲ超エ選舉運動ノ費用ヲ支出シ又ハ第百一條第一項但書ノ規定ニ依ル承諾ヲ與ヘテ支出セシメタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十四條 第一百條ノ規定ニ違反シテ選舉運動ノ費用ヲ支出シタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第三百三十五條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第五百條ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘス又ハ帳簿ニ記載ヲ爲サス若ハ之ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ

二、第六百六條第一項ノ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

三、第七百七條第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿又ハ書類ヲ保存セザルトキ

四、第七百七條第一項ノ規定ニ依リ保存スヘキ帳簿又ハ書類ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ

五、第八百八條ノ規定ニ依ル帳簿若ハ書類ノ提出若ハ検査ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ説明ノ求ニ應セザルトキ

第三百三十六條 當選人其ノ選舉ニ關シ本章ニ掲クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス選舉事務長第一百二十二條又ハ第一百三十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ亦同シ但シ選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十七條 本章ニ掲クル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除ク外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間衆議院議員及選舉ニ付本章ノ規定ヲ準用スル職會ノ議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

前項ニ規定スル者ト雖情狀ニ因リ裁判所ハ刑ノ言渡ト同時ニ前項ノ規定ヲ適用セス又ハ其ノ期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ハ第六條第五號ノ規定ニ該當スル者ニハ之レヲ適用セス

第三百三十八條 第二百二十七條第三項及第四項ノ罪ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

前項ニ掲クル罪以外ノ本章ノ罪ノ時効ハ六月ヲ經過スルニ因リテ完成ス但シ犯人逃亡シタルトキハ其ノ期間ハ一年トス

帝國政治大改造論

男爵 後藤新平閣下書簡
 法學博士 原嘉道先生序
 前東京辯護士會長 塩谷恒太郎先生序
 法學博士 小林丑之助先生序
 辯護士 松高元治 著

天誅事件と改造政治

◎絶版

立憲少壯改進黨發行

大洪水來の提唱

辯護士松高元治著

祖國を愛する人の爲に

附 日露内交の顛末
全國革新同盟宣言書及規約

◎絶版

立憲少壯改進黨發行

國民は大憤起を要す

辯護士松高元治著

政治思想
普及

大改造と普選

全國革新同盟發行

昭和二年七月十七日印刷
昭和二年七月廿一日發行

廿五日

版權
所有

私の週歴と抱負
定價金三十錢

著者 松高元治

東京市芝區西久保巴町二十六番地

發行者 金子力三

東京市芝區西久保巴町二十六番地

印刷者 田中市藏

東京府北區高野町池袋九百二十九番地

發行所

東京市芝區西久保巴町
二十六番地

全國革新同盟本部

電話 芝 43 三一 一五番

終

